

5. 予防接種検討会議報告について

(1) 予防接種についての実績報告と接種率向上にむけた勧奨について

- ・草津・栗東市ともにジフテリア・破傷風混合（DT）2期と日本脳炎2期の接種率はこの年代においても低い。平成28年度に栗東市では、小学校4年生で日本脳炎2期、小学校6年生でジフテリア・破傷風混合（DT）2期の個別勧奨を実施したことにより、接種率の向上がみられた。また、草津市においては、就学時健診時に面談により接種勧奨を実施したことにより、平成28年度において、麻しん風しん混合（MR）2期の接種率の向上がみられた。この結果を踏まえ、草津市でも栗東市と同様に個別勧奨を検討していくとともに、就学時健診時の面談による接種勧奨を継続していく。個別勧奨は、麻しん風しん混合（MR）の2期を5、6歳時に接種できるように勧奨していくこと、ジフテリア・破傷風（DT）2期については接種開始時期となる11歳から勧奨していくこと、日本脳炎は18歳を迎える高校生の時期のうちに勧奨をしていくことが必要である。

(2) 予防接種の変更点について

- ・高齢者肺炎球菌感染症予防接種の5年間の経過措置は平成30年度をもって終了。平成31年度からは対象者を65歳に限定して実施予定。
- ・草津市の風しん予防接種費助成金交付事業（おとなの風しん予防接種費用の助成）の対象者を見直し、平成30年度から実施予定。

(3) 予防接種の適正な実施について

- ・予防接種時の間違いが発生した際には、当該医療機関に間違いの内容、被接種者（または保護者）への説明内容、健康被害の有無と程度、発生した要因、再発防止策について聴き取りを行い、その内容は滋賀県を經由して厚生労働省にも報告している。間違いの種類は、接種間隔の間違いが最も多い。発生した間違いの件数や市の指導内容を各医療機関にも情報提供し、注意喚起を行う。
- ・予防接種時の間違いを防ぐために、母子手帳の持参を必須とすることや、保護者と接種スケジュールを共有することが大切。
- ・予防接種法第5条第1項の規定による定期接種実施要領によると、予防接種は原則、保護者（親権を行う人または後見人）の同伴が必要。保護者以外に祖父母等が予防接種に同伴する場合は、委任状が必要であるが、そのことを知らない人がいて困る。広報等を活用して周知するとともに、委任状が必要である旨のポスター等の掲示物を作成し、周知を行う。